**交付年月日からご使用いただく**

**「限度額認定証」です。**

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

＜注意事項＞

１.上の限度額認定証をミシン目にそってきりはなして

ください。

２.この限度額認定証は「発効期日」から使用できます。

医療機関へかかるときに被保険者証とあわせて提示

してください（マイナンバーカードで電子資格確認を受ける場合は提示不要です）。

３.この証は大切に保管してください。

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

適用区分

発行期日

生年月日

氏　名

住　所

被　保　険　者

被保険者番号

後期高齢者医療限度額適用認定証

兵庫県後期高齢者医療広域連合

公印

有効期限

交付年月日

※現時点の文案として提示しています。

校正中に修正します。

限度額認定証は、毎年８月に更新します。

　有効期限が令和6年7月31日の証をお持ちで、引き続いて該当する方には、更新時期に新しい減額認定証をお送りします。

有効期限が令和7年7月31日の証をお持ちの場合、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に資格確認書を送付します。保険証利用登録をしている方は、マイナンバーカードで確認できるため、原則送付しません。

　なお、世帯状況の異動や所得の更正により適用区分が変わる、または該当しなくなる場合がありますのでご了承ください。

差出人・問い合わせ先

**注　意　事　項**

１.　この証によって療養を受ける場合は、一部負担金限度額が行われます。

２.　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とします。

３.　療養を受けるときは、窓口で被保険者証とともにこの証を提示するか、マイナンバーカードを提示して電子資格確認を受けてください。

４.　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。なお、有効期限を経過したときは、各自で処分してください。

５.　この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（兵庫県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町に提出してください。

６.　有効期限内でも、世帯状況の異動や所得の更正により、適用区分が随時変更されることがあります。その際には、新しい限度額認定証を発行しますので、古い限度額認定証は市町に返してください。

７.　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

　備　考